

## 食品添加物の「無添加」・「不使用」等の表示について

2021年5月31日（月）

東都生活協同組合  
商品部 安全・品質管理グループ  
部長補佐 松井 卓美

## 1. 結論

全体的には安易に商品包材等に、食品添加物の「無添加」や「不使用」という表示はできないようにすることに賛成です。

加工助剤やキャリアオーバーで食品添加物を使用しているのに、「無添加」や「不使用」等の表示をしている商品をしばしば目にするのがあり、一定の制限が必要であると感じます。ただし、業界により公正競争規約等で食品添加物の「無添加」に対する表示の考え方にバラツキがあることから、ガイドライン策定に当たって整合性をとる必要があるのではないかと思います。

その一方で消費者の食品添加物（特に過去に問題となったことのある物質）の使用実態がどうか知りたいという欲求に対する情報提供（商品包材の生協のチラシ媒体等でも）のあり方についてもバランスをとる必要があると感じています。

## 2. 東都生協における商品案内等で個別の食品添加物の「無〇〇」や「〇〇不使用（または無添加）」の表示を止めた商品群について

最近の公正競争規約等との関係で特定の商品群で上記のような表示を商品案内等でしなくなったものに、ハム・ソーセージ等の食肉製品の「発色剤不使用」、パンのイーストフード・乳化剤不使用、中華麺の「かんすい不使用」の表示はしていません。

当然のことながら、根拠なく事実にもとづかないものや、同類商品で当該食品添加物の使用実態がないにもかかわらず「〇〇無添加」等と表示しているものについても東都生協として取り扱いはしない、商品案内にその旨の表示はしません。

## 3. 東都生協における商品案内等で個別の食品添加物の「無〇〇」や「〇〇不使用」の表示を継続している商品群について

豆腐の「消泡剤不使用」、かまぼこ等の魚肉練り製品の「無リンすり身」、ワインの「酸化防止剤不使用」について、同類商品で使用実態があることが明らかな場合は、過去から引き続きその旨の表示を商品案内でしてきました。

当然のことながら、取引先に対して、商品の仕様書には原材料詳細情報と原料規格書、証明書等の提出を必要としています。

## 4. 東都生協における商品案内等で個別の食品添加物を「〇〇使用」と表示している商品について

グルタミン酸ナトリウムを使用している商品について、商品案内等で「調味料（アミノ酸等）使用」と表示しています。商品配置としてグルタミン酸ナトリウムを使用していない商品が大半を占めている関係で、逆に使用している旨の表示となっているギフト関連商品や地方名産品などの商品群があります。

以上